

七宗町ホームヘルプ事業所運営規程 (訪問介護・七宗町第1号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人七宗町社会福祉協議会が開設する七宗町ホームヘルプ事業所（以下「事業所」という。）が訪問介護及び七宗町第1号訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修の修了者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等である利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護及び第1号訪問介護（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持向上等を図るとともに、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を計り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3号 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 七宗町ホームヘルプ事業所
- 二 所在地 岐阜県加茂郡七宗町神淵10327番地1（サンホーム七宗内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤 1名
事業所の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
支障のない限り他の業務と兼務しても差し支えない。
- 二 サービス提供責任者（介護福祉士） 常勤 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護及びの介護予防訪問介護相当サービス事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス事業計画の作成等を行うものとする。
- 三 訪問介護員 介護福祉士又は介護職員初任者研修を修了した者
常勤もしくは非常勤 3名以上
訪問介護員は、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業の提供にあたるものとする。
- 四 事務職員 常勤もしくは非常勤 1名以上
事務職員は、訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービス事業の会計、経理及び介護報酬請求事務等の事業に必要な事務に当たるものとする。
支障のない限り他の業務と兼務しても差し支えない。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除くものとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 訪問日 月曜から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除くものとする。
- 四 訪問時間 午前7時から午後9時までとする。
- 五 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業の内容)

第6条 内容は次のとおりとする

- 一 身体介護 (食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換、着脱介助、整容介助)
- 二 生活援助 (買い物、調理、掃除、洗濯、衣類の入れ替え)
- 三 介護予防訪問介護相当サービス事業 (生活全般にわたる支援)

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、七宗町全域とする。

(利用料その他費用)

第8条 訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用料の変更等)

第9条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、規定する利用料を変更することとする。

- 2 事業所は、利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者等は、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情への対応)

第12条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業者は、提供するサービスに関して、市町村等からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員等からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 4 事業者は、サービスに関して、岐阜県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。ただし、その他のサービス提供機関と連携するうえで個人情報の開示が必要な場合には、利用者又はその家族からあらかじめその旨の了解を得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人数の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の資質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、事業上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。ただし、他のサービス提供機関と連携するうえで個人情報の開示が必要な場合には、利用者又はその家族からあらかじめその旨の了解を得ておくものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。